

千葉開府900年記念第51回千葉の親子三代夏祭り

出店管理業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、千葉開府900年記念第51回千葉の親子三代夏祭りにおける飲食・物販出店の募集、審査、準備、および当日の運営管理を円滑に行い、来場者の安全確保と祭りの活性化を図ることを目的とする。

2 イベント概要

(1) イベント名称

千葉開府900年記念第51回千葉の親子三代夏祭り

(2) イベント開催日程

ア 前夜祭 2026年8月15日(土) 11:00~20:00

イ 本祭り 2026年8月16日(日) 11:00~20:00

(周辺道路の交通規制 9:00~21:00)

(3) 会場

ア 前夜祭 千葉市中央公園

イ 本祭り 千葉市中央公園及びその周辺

(4) 想定出店数等

エリア (別紙1参照)		形態	店舗数 (目安)	備考
①	中央公園	設営テント※1	50	15・16日の両日出店
②	通町公園	設営テント※1	30	
③	千葉中央一番街歩道	ブース※2	35	
④	西友前歩道	ブース※2	12	
⑤	千葉銀座通り歩道	ブース※2	35	自転車ラック等の障害物あり
⑥	西友前車道 (中央公園側2車線)	キッチンカー	10	神社の神輿渡御中(15:00頃 ~16:00頃)営業中断※3
⑦	通町公園通り車道	キッチンカー	10	
⑧	アートホールロビー	ブース	8	火気や大量の水を使う 出店は禁止

⑨	自店前出店（千葉銀座通り・栄町通り）	—	10	自店舗の前に出店
---	--------------------	---	----	----------

※¹発注者の負担により設営する（9尺2間分のテント、テーブル1、イス2）。

※²出店者がテント等の機材を持ち込み、設営を行うことを想定。

※³安全確保のため、神輿渡御中、このエリア内は来場者の立入を禁止する。

3 履行期間

契約締結日～令和8年9月30日（水）

4 業務の内容

（1）出店管理事務局の運営

ア 募集要項の調整

（ア）別紙2（昨年度募集要項）を参考に、発注者と募集要項の調整を行うこと。

イ 出店者の募集・選定

（ア）公募により出店者を募集すること。（千葉市政だより、千葉市を美しくする会ホームページ、今後作成予定のイベント専用ホームページに掲載予定）

（イ）選定にあたっては申込内容の審査、重複メニューの調整、出店配置案の作成を行い、発注者の確認を取ったうえで出店者を決定すること。

（ウ）選定にあたっては可能な範囲で市内事業者を優先すること。なお、エリア⑤千葉銀座通りについては、千葉銀座商店街に店舗を持つ事業者を優先すること。

（エ）配置については、点字ブロックから少なくとも30cm以上の距離をとること。

（オ）近隣の固定店舗と競合しないよう配慮すること。

（カ）エリア②通町公園のうち、10～15店舗分は「千葉氏コーナー」として、千葉氏ゆかりの都市（12都市）の出店に限定するため、出店者の選定は発注者が行う。

※出店者の選定以外の本仕様書に記載の業務については、受注者が行う。

(キ) エリア⑧アートホールロビーの全店舗については、千葉市を美しくする会関係団体に限定するため、出店者の選定は発注者が行う。

※出店者の選定以外の本仕様書に記載の業務については、受注者が行う。

ウ 出店料の徴収

エ 問合せ対応

オ 出店者への説明

(ア) 出店者に向け本イベントに係る注意事項を説明すること。

(イ) 説明会を開催する場合は、以下のとおりとし、会場の確保は発注者が行う。

・開催日 令和8年7月30日(木) 時間未定

・会場 千葉市役所1階 正庁

カ 必要書類の作成・提出

(ア) イベントにおける食品取扱状況報告書

出店者の情報をとりまとめ、千葉市保健所へ提出するとともに、発注者に写し(データ可)を提出する。

(イ) 出店責任者の誓約書

出店者から出店に係る誓約書を徴取し、発注者へ提出する。

(ウ) 従事者名簿(別紙3)

出店者から従事者名簿を徴取し、すべての出店者を一つの表にまとめ、発注者へ提出する。(発注者から警察署へ暴力団照会を行う。)

※公園占用及び道路使用許可は発注者により申請を行う。

(2) 当日の運営・管理

ア 出店者の車両搬入・搬出の誘導

イ 保健所・消防署の検査の立ち合い

ウ 出店者の衛生管理、火気使用の安全確認、行列整理の指導等のための巡回

エ 無許可出店者への指導

オ その他、苦情・問合せ・トラブル対応

(3) 実施報告

ア 実施報告書の提出

出店数、トラブル対応実績、次回への改善提案等

5 発注者がイベントの中止を決定した場合の取扱い

(1) 各出店者への返金は、原則行わない。

~~(2) 受注者が発注者へ支払う出店料金については、原則減額しないものとする。~~

6 留意事項

(1) 本業務の従事者の駐車場及び控室は、発注者が指定する場所又は受注者が用意することとし、受注者で用意した場合に要した費用は受注者の負担とする。

(2) 本業務の履行にあたって、会場内にテントなどの設置物を置く必要がある場合や、出店者の備品を手配する場合は、発注者と協議の上、原則発注者が指定する設営業者に依頼することとする。(事故等があった際の責任の所在を明確にするため)

7 その他

(1) 本仕様書の定めのない事項は、発注者及び受注者双方の協議の上決定する。

(2) 受注者の重大な過失により、第三者に損害が生じた場合、原則として受注者
がその損害を賠償する責任を負うものとする。